

『東三河後見センター』会報 第41号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 29 年 9 月 25 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

東三河地域の成年後見制度利用者数の 17.4%は法人後見

成年後見制度利用促進基本計画の実施に向けた動きが始まった

今年 6 月以降、内閣府や愛知県ほか弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などの専門職団体等の主催による成年後見制度利用促進基本計画の説明会やシンポジウムなどが開催されています。さる 9 月 7 日に、愛知県と上記三士会主催による「成年後見制度利用促進に向けた説明会」が名古屋市の愛知県弁護士会館で開催され、県内 45 市町村と市町村社会福祉協議会及び 2 つの NPO 法人成年後見センターなどから 78 名が参加しました。東三河からは設楽町と豊根村を除く 5 市 1 町から参加しています。この説明会に名古屋家庭裁判所からの資料による報告がありました。

名古屋家裁から初めて「市町村別利用者数」が出されました

その資料の一つが、「市町村別利用者数」で、これまで目にしたことのない珍しいものでした。平成 29 年 7 月 12 日現在の県内各市町村別(利用者の住民票住所による)の成年後見・保佐・補助・任意後見の利用者数をまとめたものです。そのうち東三河地域の任意後見を除く部分が次の表の左部分です。表の右部分は東三河地域の法人後見の利用者数を追加記載してみました。

東三河全体で成年後見制度の利用者が 921 人、そのうち 7 つある法人後見実施機関の受任者数合計は 160 人、17.4%を法人後見が占めています。東三河の法人後見の占める割合は、全国平均の 2.5 倍程度と推定されます。これが東三河独特の地域事情であり、この特徴を生かして今後、市民後見人の育成・活用を進めることが大切です。

東三河地域の市町村別利用者数(名古屋家裁平成29年7月12日現在)と法人後見数

	成年後見	保佐	補助	合計	法人	法人後見受 任者数	法人後見の占め る割合(%)
豊橋市	370	65	22	457	豊橋市成年後見 支援センター	19	4.2
					豊橋市民後見 センター	22	4.8
豊川市	161	30	18	209	豊川市成年後見 支援センター	11	5.3
蒲郡市	62	11	6	79	蒲郡市成年後見 センター	4	5.1
新城市	52	9	7	68	新城市成年後見 支援センター	14	20.6
田原市	56	8	6	70	田原市成年後見 センター	15	21.4
設楽町	28	3	0	31			
東栄町	4	2	0	6			
豊根村	0	0	1	1			
合 計	733	128	60	921	東三河 後見センター	75	8.1
					合 計	160	17.4

①法人後見の受任者数は、豊橋市民後見センターは平成29年7月30日現在、東三河後見センターは平成29年7月12日現在、他5センターはいずれも平成29年6月30日現在の数値です。

②「法人後見」には、後見・保佐・補助が含まれています。

(代表理事 長谷川卓也)

平成 29 年度 市民後見人フォローアップ講座

豊川市が主催し、当法人が実施機関として、平成 29 年度 市民後見人フォローアップ講座の第 1 回目が開催されました。(平成 29 年 7 月 30 日 (日) 豊川市勤労福祉会館 視聴覚室)



豊川市介護高齢課 開講挨拶

受講の対象者は、昨年度の養成講座の修了者及び当法人が実施してきた養成研修の修了者で、当法人の市民後見人候補者名簿の登録者、地域で実際に権利擁護活動に従事している方、権利擁護活動に関心のある方、総勢 22 名の受講がありました。

今回の研修のねらいは、「成年後見制度利用促進法の基本計画と市民後見人について理解を深める。」「後見人等の活動について理解を深める。」「身上監護についてさまざまな視点があることを知る。」としました。

最初に、長谷川代表理事が「市民後見人とは？」という題目で、成年後見制度利用の現状、当法人の「市民後見人」の考え方、成年後見制度利用促進基本計画のポイントについて講義をしました。その次に、受講者が後見人等の活動をイメージし、それぞれの活動にヒントや、活動する際の注意点等が具体的になるように、当法人の市民後見人として活動している方から、後見類型、保佐類型、補助類型、それぞれの状態にある被後見人等との



講義「市民後見人とは？」



市民後見人による活動発表

被後見人等に寄り添った支援について発表がありました。

午後からは、「自宅を離れたくない本人周囲との関係」、「外出・買い物好き」の二つのテーマを、4 つのグループでディスカッションしました。事例の具体的内容は省略しますが、二つのテーマは、支援者として関わる際にとても悩ましい課題となって現れます。そうした時に、このグループディスカッションは一人で悩まない

関わりや、活動の様子等を事例として報告をしていただきました。登壇者は、昨年度の講座を修了され、市民後見人として活動され始めた方から、当法人が実施した平成 23 年度、25 年度の修了者で、それぞれの経験値は異なりますが、就任時報告書を提出するまでの活動内容などの実務面での報告とともに、



4 つのグループでのワーク



グループディスカッション

で、様々な方の意見を聴きながら、最善と思われる方法を模索するよい体験になると思います。

次回以降も、講義と演習（グループディスカッション）の形式で進めたいと思います。

第2回は9月23日（土）「身上監護と財産管理」として実施します。第3回は、平成30年1月28日（日）「意思決定支援」として、愛知県ばあとなあセンター（愛知県社会福祉士会の成年後見担当者等）を講師に招いて実施する予定です。12月の会報でご報告、ご案内できるかと思います。

（文責 工藤 明人）

成年後見制度利用促進計画？

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。今後、政府は、本計画に基づいて関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むことになります。促進法第23条第1項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を平成29年度～33年度に定めるよう努めるものとされました。成年後見制度利用促進を謳った政策目標や基本計画にある、「地域連携ネットワーク」や、そこに示されている役割と機能について概観したいと思います。

基本的な考え方及び目標等について（立案の考え方）

成年後見制度の利用者は徐々に増えています。成年後見制度の利用者数は3類型（後見、保佐、補助）あわせて20万人を超えています。この類型を見ると支援の必要度が高い後見類型が8割の状況です。このことから、社会生活上のおおきな障害がなければあまり使われていない制度であることが推察されています。改めて、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、財産管理のみならず、身上保護の重視といった利用者の目線から成年後見制度を見つめ直していこうとする施策で、以下、①から④までの施策目標が掲げられています。

施策の目標について

施策目標①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

利用者の目線に直接結びつくものになるように、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善をすすめるとしています。内容としては大きく4つあります。①高齢者と障がい者の特性に応じた意思決定支援の指針、策定に向けた検討、検討結果の共有と活用。②本人の意思、身上に配慮した後見事務を適切に行うことができるように後見人等をきちんと選任できる仕組みを改めて検討する。③選任するだけでなく、本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見の活動途中でも、状況に応じて後見人等の交代を柔軟に行うことも可能とする環境を整備していく。④後見、保佐、補助の判別がこれまで以上に適切になされるように、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行えるよう



診断書等のあり方を検討する。

施策目標②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

地域連携ネットワークは3つの役割が求められています。一つは、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、二つ目は、早期の段階からの相談・対応体制の整備。後見類型が多いのはギリギリまで制度を利用しないことが背景にあるという指摘もあります。できるだけ必要な方に対しては早期に、補助、保佐の段階から利用できるようにしていく必要があります。そのためには、早期の段階からの相談対応が重要と考えられます。三つ目は、利用者の目線に立って、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を作る。これら3つの役割を果たすようにするためにネットワークを進めていくことになります。

地域連携ネットワークの基本的な仕組みとしてのキーワードが3つあります。一つは「**チーム対応**」、もう一つが「**協議会**」、チーム、協議会をうまく回していくための「**中核機関**」。これら「**チーム**」、「**協議会**」、「**中核機関**」の三つを揃えて地域連携ネットワークの運営をきちんとやっていこうと考えられています。チーム対応については、後見人等だけが被後見人等を支えるということではなくて、福祉の関係者等も含めて、関係者が一緒になって被後見人等を支える。福祉関係者も、福祉関係者だけで支えるのではなく、後見人とも協力して支える。後見人は福祉関係者と一緒に支援していく。協議会は、チーム対応をするために、普段から関係者が連携をとりやすくし、関係団体の代表等が協議できる仕組みとして位置づけられています。「チーム対応」や「協議会」を機能させるための事務局的な機関として中核機関が必要と考えているようです。

地域連携ネットワークが期待されている機能は4つあります。一つ目が「**広報機能**」、権利擁護の必要な人の発見、周知、啓発の部分です。周知、啓発というのは一般の住民に対する啓発ももちろんですが、福祉関係者等も含めて、支援者の方々にこうした制度が使える、使う必要があるということを広報していくことが非常に重要とされています。

「**相談機能**」は、直接相談を受けることもありますが、関係者がもっている、支援の必要な方がいるという情報を受けて集約することも含めての相談機能です。集めた情報をきちんと精査して、どういうニーズがあるか、どういう見守り体制でいったらいいのかも含めて、調整を仕はじめるところまで含めて相談機能としています。

「**利用促進機能**」は、「受任者調整」という言い方もできますし、「**マッチング**」という言い方もありますが、どういった方に後見等をやっていただくといいのかということで、親族、市民後見人、専門職、法人等があると思いますが、見極めて家裁につないでいくものです。利用促進機能では、担い手の育成も機能の中に含んでいます。具体的には、市民後見人の育成をはじめ、利益相反の可能性があり留意すべき点がありますが、社会福祉法人等による法人後見の取り組みの可能性も含まれています。また、できるだけ、早期の段階から制度を利用していただくという点で、関連している日常生活自立支援事業等からどうやってスムーズに成年後見制度に移行するかということも利用促進機能の中で考えられているところです。

「**後見人支援機能**」は、現在特に遅れている分野で、今後の充実が求められる機能とされています。後見人等が選任されてからのことになりますが、成年後見制度の申立（市町村申し立て）をしたとか、取り次いで専門職の方が受任しているという自組織が関わっているケースの他に、自組織が関わっていない、親族後見人等も含めて、地域で活動している支援者（後見人等）の支援をしていくことが考えられています。しかし、地域に親族後見人等はどのような方がいるか？ということは普通にしていたらわからないことですので、そこは、裁判所からの情報提供がおおきな課題としてでてくると思います。まずは、自組織が関わって、選任されたとか、繋いだ後見人等の方をどの

ように支援していくのかというのが当面の課題となってくるかと思います。

施策目標③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

横領等の不正があると利用したいとも思わなくなるので、不正防止を徹底していくことが第1です。そのツールとして実施している、成年後見支援信託については、不正防止の点では効果がありますが、利用者の立場からみれば、地域で慣れ親しんだ金融機関から預金を引き出して信託にするということも想定できるので、そうしたことも踏まえて、見直すことを盛り込んでいます。

施策目標④成年被後見人等の権利制限に関わる措置（欠格条項）を見直す

欠格条項の見直しについてです。成年被後見人になったら公務員になれない。公務員であっても失職してしまうということが現実にあります。こういうものについて、検討して見直すというものです。

「基本計画」は、以上のような政策目標を掲げ、その中に具体的な仕組みや体系を構築すべく進められています。内閣府の見解としては、「基本計画」を個別に作成することも、「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」等の既存の計画にも、章立て等で「基本計画」であることが明確であればよしとしています。みなさまの地域においてもこの「基本計画」が進められることになりますので、注視していただきたいと思います。

（平成 29 年 6 月 1 日 内閣府が実施した説明会を基に工藤が作成）

ケースファイル 18

中村 八重子 氏

『気持ちに添うことの難しさ』

A さんは Y 市の市長申立てにより、後見が開始された方です。

A さんは現在 82 歳、X 市の障害者支援施設に入所されています。ご両親、ご兄弟の多くが早く亡くなられ、Y 市に遺された土地を妹さんと二人で相続されましたが、A さんには知的障害があったため、その管理は妹さんに任せられていました。ところが、妹さんが手掛けていた事業が破綻し、破産管財人が選任され、債務の整理がなされることになりました。A さん所有の土地も事業の担保に入っていたことで、固定資産税が滞り、A さんの資産をきちんと管理する必要があると Y 市が成年後見の申し立てをしました。

現在は、財産の整理も終了し、土地は以前より減りましたが、日常生活は障害者年金で維持できるため、経済的には安定しています。

A さんは昭和 58 年頃から現在の施設に入所されたようです。Y 市から X 市に來られたいきさつはわかりませんが、その頃は、お元気で野球チームに参加されたこともあったそうです。今は施設の入所者全体が高齢化したこともあり、活動も難しいことが増えてきているようです。A さん自身も加齢による衰えから、以前は積極的に参加していた作業班での仕事がだんだん難しくなったこと、加えて、5 年ほど前に発症した脳梗塞の後遺症による歩行のふらつき等あり、2 階の作業場への移動が危険なため、1 階のリハビリ中心班への移動を余儀なくされています。作業班ではわずかですが支払われていた工賃もなくなり、当初は不満を漏らされたこともあったようです。

リハビリ班ではリハビリを兼ねたビニタイ折り、ペグ挿し等をされています。ビニタイ折りは細

い針金の通ったビニールを二つに折る作業ですが、端が不揃いだったり、表裏が違っていたりして、職員の手直しが必要なため、あまり捗りません。ペグ挿しは気に入っている様子で、ここまでできたら完成というのではなく、ペグの移動を飽かずに続けられます。担当の職員さんが、その日の気分や様子を見ながら、時間の許す限り、ご本人が納得するまで見守りをしてくれています。

3時に自分で自販機から好きな飲物を買うことは毎日の楽しみです。以前は少額を自分で管理し、使っていましたが、今は能力的にも物理的にも難しく、その都度職員さんが渡してくれます。また、一年に一度、に少人数で出かける外出も喜ばれます。自分の好きな食べ物を職員さんがびっくりするほど召し上がられたり、ペットコーナーで犬に話しかけ帰りまで動かなかったりと、すべてではないにしてもご自分の気持ちを表すことができ、それが叶えられる、またとない機会になっているようです。

それでも、施設の集団生活のなかでは自分の気持ちが思うように伝わらない、伝えられない、叶えられないことがまだまだ多く、Aさんの思いは、いつも言われる「ここは、なるいでいかん」「おもろない」に集約されているように思います。

私の支援がどれほど役に立っているのか心もとない限りですが、Aさんがこの限られたなかで、少しでも楽しく、健康で、安全に、気持ちよく過ごしていただけたらと思っています。

会員紹介

『営業戦士から市民後見人へ』

古川 伸 氏

43年勤め昨年リタイアした産業機械メーカーでは転勤族で、東京・名古屋・大阪支店と全国を飛び回る営業戦士でした。利益追求が正義、数字が全ての世界です。退職後は晴耕雨読を夢見ていましたが、ひよんなことで福祉関連知識皆無の中、民生・児童委員を承けてしまいました。たまたまH28年度市民後見人養成講座を知り、勉強のつもりで受講したのが、流れで東三河後見センター登録にまで至ってしまいました。(unbelievable!)

最初の活動は、9月3日の長谷川代表引率での被保佐人の方と顔合せ。初めての経験で緊張しましたが、会話が進むにつれ徐々に普段の自分に戻れました。今後、数回は代表の同行のもとで面談。クライアントとの相性を確認し問題なければ引継ぐこととなります。まだ不安の方が心を支配していますが、ここまでくれば前進あるのみ！代表が私に声を掛けてくださったことを前向きに捉え感謝し、そして被保佐人の喜んだ顔を想像し頑張ってみようと考えています。

民生・児童委員活動の独居老人訪問や、自作野菜を知人に持って行った時の相手の笑顔が金銭に代えられない喜びと感じる自分に気づきました。また亡き母が子供の頃、「他人の身になって思うこと」とよく言っていたことを思い出し、他人に何かしてあげる（させて頂く）ことは、私自身が嬉しいし、私に合っていると思えるようになりました。この活動が生きがい・やりがいに繋がると確信します。もともと他人へのサービス精神はある方で、体育会系出身で体力だけは自信あり！また拙速感是否めませんがスピーディなフットワークが自慢です。困った人への“お助けマン”って格好いい。

先輩諸兄！ご指導の程、宜しくをお願いします。

東三河後見センターの今後の予定(10月～12月)



☆ミーティング	開催日	毎週火曜日	午前9:20より2時間弱
	場 所	豊川商工会議所3階	
		第1研修室又は第2研修室	
10月4日(水)	家事関係機関と家庭裁判所との事務打合せ(名古屋家庭裁判所)		
10月10日(火)	事務局会議	13:30～	事務局職員
11月10日(金)	理事会	19:00～	豊川商工会議所3階 第1研修室
11月14日(火)	事務局会議	13:30～	事務局職員
12月5日(火)	家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会(名古屋家庭裁判所)		
12月12日(火)	事務局会議	13:30～	事務局職員

※12月29日～1月3日の期間は事務所閉鎖します。電話はいつでもつながります。

平成29年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成29年9月21日現在)

正会員費納入者(納入順、敬称略) 50名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・飯星睦生
- ・杉山智子・西川邦輔・工藤明人・田中義人・藤堂三男・藤田慎・花田玲子・中島由恵
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・星野裕・今泉博充・佐藤美子・鈴木京子
- ・石原香・加藤啓子・緒河睦子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・高森陽一郎・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・水野美知代

賛助会員費納入者(納入順、敬称略) 50名

- ・北村隆信・金澤良雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・夏目滋・磯村隆樹・室井啓恵
- ・小川祐子・大橋美南子・夏目みゆき・秋田誠二
- ・横田和子・加藤明代・津田匂子・伊与田千鶴子・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子
- ・白井公江・鈴木義雄・樋口茅子・足木充邦・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・藤井幸夫
- ・吉本京子・峯田禎三・成瀬明子・山口純子・河合康隆・大林充始・藤田裕子・藤田恭子
- ・水野登代子・長谷川哲也・長谷川泰子・豊田弘子・寺部敦子・多々内崇文・北沢悦子・寺田順子
- ・山本達也・中野正二・足立和男・古川伸・彦坂ケサエ

法人正会員費納入者(納入順、敬称略) 0法人

法人賛助会員費納入者(納入順、敬称略) 6法人

- ・フレンドリーハート・むつみ会
- ・豊川市知的障害者育成会
- ・豊川市医師会
- ・蒲郡市社会福祉協議会
- ・コープあいち

寄付者(納入順、敬称略) 18名

- ・福住幸子・荻邦子・鈴木幸子・小川祐子・北村隆信・中村成人
- ・田中義人・金沢富雄・山本範正・中島由恵・岡本守・村川賢一
- ・廣永義昭・和田肇・石原香・梅田大己・勝見康夫・杉山智子



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 29 年 9 月 21 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 29 年 3 月 31 日現在	44	14	12	1 (保佐)	71
受任者数 (平成 29 年 4 月～)	8	3	0	0	11
終了 (平成 29 年 4 月～)	0	1	1	0	2
平成 29 年 9 月 12 日現在受任	5 2	1 6	1 1	1	8 0

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	2 1 名	5 名	2 名	4 名	0 名	0 名	0 名	3 2 名
知的障がい者	1 5 名	4 名	3 名	2 名	1 名	1 4 名	2 (岡崎市)	4 1 名
精神障がい者	3 名	1 名	2 名	0 名	0 名	0 名	1 (名古屋市)	7 名
合計	3 9 名	1 0 名	7 名	6 名	1 名	1 4 名	3 名	8 0 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	1 3 名	2 名	1 名	1 6 名
知的障がい者	1 6 名	4 名	2 名	2 2 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	2 9 名	7 名	3 名	3 9 名

市民後見人 20 名の方が上記表の 3 9 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人候補者名簿搭載者で、法人後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願ひ

(平成 29 年 4 月 1 日～9 月 21 日現在)

正 会 員費納入者： 5 0 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 5 6 人

(法人賛助会員 6 含む)

寄付者 (3, 000 円以上) 1 8 人

(重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

私事で大変恐縮ですが、6月末から7月初旬にかけて2週間程入院しました。45年の人生で初めての経験でした。若干の後遺症はあるものの、生活する上では支障のないものになりつつあります。多くの方にご心配をおかけしました。今回の経験をとおして、一人きりでの対人支援はありえないなと痛感しました。私自身も、さまざまな人に支えられつつ「今」があります。

みなさまも、時節柄ご自愛ください。